

民間事業者と遺贈寄附に係る協定を締結しました

～無料で相談ができます～

超高齢社会の到来や単身高齢者の増加などに伴い、相続人のいない高齢者が増加している中、ふるさとへ社会貢献したいという思いから、地方公共団体など公益性のある団体へ寄附する方も増加しています。しかし、遺贈寄附の事務は財産の種類等により煩雑な手続きを要するものであり、本市でも複雑な事案に対応することは難しい状況にありました。

こうした状況にあっても、本人の意思に沿った形で市民等が亡くなられた後の資産を次の世代に引き継いでいくことは重要であることから、本市への遺贈寄附を希望する市民等が、民間事業者の相談受付などを利用して円滑に手続きを実現することができる体制を構築するため、民間事業者と「遺贈寄附の事務手続きに関する協定」を締結しましたのでお知らせします。

1 協定締結先

READYFOR株式会社（本社：東京都千代田区）

NPO法人 相続・不動産サポートセンター（本社：東京都渋谷区）

※地方公共団体との協定締結について、

READYFOR株式会社は3団体目、

NPO法人 相続・不動産サポートセンターは初となります。

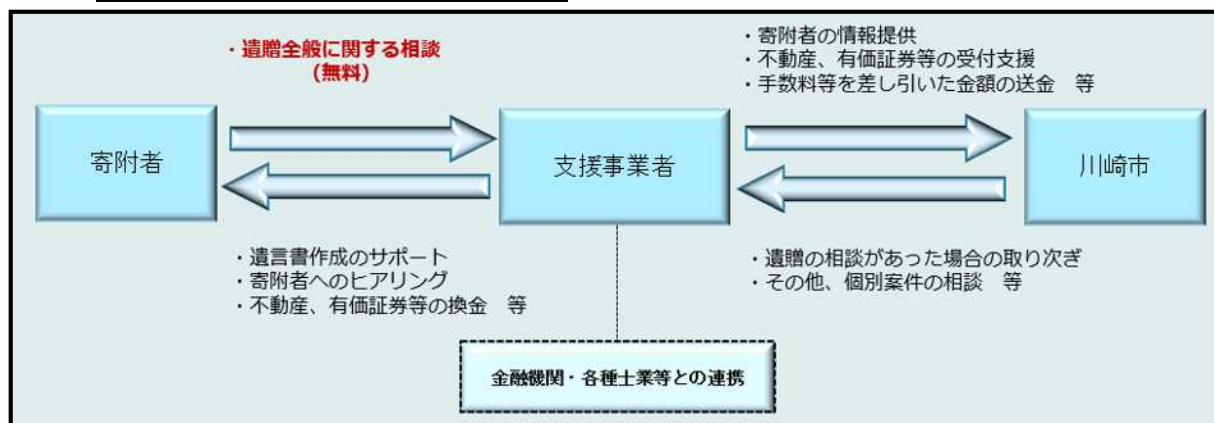
2 協定締結日及び運用開始日

令和7年7月1日（火）

3 協定内容

- ・遺贈寄附の普及啓発や本市への遺贈寄附に係る広報に関すること
- ・遺贈寄附を促進する体制・仕組みづくりに関すること

事業者には無料で相談ができます。



市民等（寄附希望者）、支援事業者及び川崎市の連携イメージ図

4 協定書

別添のとおり

5 周知方法

遺贈寄附を希望する方へ本市ホームページにより協定された2者を御案内します。

以下のURLまたは二次元コードから御参照ください。(市ホームページ)

<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000177830.html>



【問合せ先】

川崎市財政局財政部庶務課 吉留

電話 044-200-2175